

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 (略)</p> <p>I-2-1 監督指針策定の趣旨 わが国の決済システムについては、平成12年の金融審議会報告書「21世紀に向けた証券決済システム改革について」以降、平成14年の社債・国債等のペーパーレス化及び清算機関の制度整備、平成21年の株券電子化実現、平成24年の店頭デリバティブの清算・取引情報保存義務導入など、清算・振替機関等の行う業務の拡大・複雑化が進んでいる。 また、先般の金融危機の教訓等を踏まえ、国際決済銀行（BIS）・支払決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）において、既存の資金決済システム、証券決済システム、清算機関に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、これらの基準を統合し、強化を図った「金融市場インフラのための原則」が策定・公表されるなど、清算・振替機関等に係る国際的な規制環境も大きく変化している。 <u>（新設）</u></p> <p>（中略）</p> <p>III. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）</p> <p>III-1～III-2 (略)</p> <p>III-3-1～III-3-7 (略)</p> <p>III-3-8 情報開示の適切性等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> | <p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 (略)</p> <p>I-2-1 監督指針策定の趣旨 わが国の決済システムについては、平成12年の金融審議会報告書「21世紀に向けた証券決済システム改革について」以降、平成14年の社債・国債等のペーパーレス化及び清算機関の制度整備、平成21年の株券電子化実現、平成24年の店頭デリバティブの清算・取引情報保存義務導入など、清算・振替機関等の行う業務の拡大・複雑化が進んでいる。 また、先般の金融危機の教訓等を踏まえ、国際決済銀行（BIS）・支払決済システム委員会（CPSS）^{（注）}と証券監督者国際機構（IOSCO）において、既存の資金決済システム、証券決済システム、清算機関に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、これらの基準を統合し、強化を図った「金融市場インフラのための原則」が策定・公表されるなど、清算・振替機関等に係る国際的な規制環境も大きく変化している。 <u>（注）支払決済システム委員会（CPSS）は、平成26年9月1日に決済・市場インフラ委員会（CPMI）へ名称を変更した。</u></p> <p>（中略）</p> <p>III. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）</p> <p>III-1～III-2 (略)</p> <p>III-3-1～III-3-7 (略)</p> <p>III-3-8 情報開示の適切性等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> |

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>①～③ （略） <u>（新設）</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>Ⅲ－4 （略）</p> <p>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）</p> <p>Ⅳ－1～Ⅳ－2 （略）</p> <p>Ⅳ－3－1～Ⅳ－3－7 （略）</p> <p>Ⅳ－3－8 情報開示の適切性等 (1) （略）</p> <p>(2) 主な着眼点 ①～③ （略） <u>（新設）</u></p> <p>（3） （略）</p> | <p>①～③ （略）</p> <p>④ <u>清算機関は、「金融市場インフラのための原則」及びこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」並びに「清算機関のための定量的な情報開示基準」^(注)を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。</u> <u>（注）・CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」（2012年12月）</u> <u>・CPMI 及び IOSCO「清算機関のための定量的な情報開示基準」（2015年2月）</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>Ⅲ－4 （略）</p> <p>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）</p> <p>Ⅳ－1～Ⅳ－2 （略）</p> <p>Ⅳ－3－1～Ⅳ－3－7 （略）</p> <p>Ⅳ－3－8 情報開示の適切性等 (1) （略）</p> <p>(2) 主な着眼点 ①～③ （略）</p> <p>④ <u>資金清算機関は、「金融市場インフラのための原則」及びこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」^(注)を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。</u> <u>（注）CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」（2012年12月）</u></p> <p>（3） （略）</p> |

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>IV-4 (略)</p> <p>V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関）</p> <p>V-1～V-2 (略)</p> <p>V-3-1～V-3-6 (略)</p> <p>V-3-7 情報開示の適切性等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ (新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>V-4 (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関）</p> <p>VI-1～VI-2 (略)</p> <p>VI-3-1～VI-3-4 (略)</p> <p>VI-3-5 情報開示の適切性等</p> | <p>IV-4 (略)</p> <p>V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関）</p> <p>V-1～V-2 (略)</p> <p>V-3-1～V-3-6 (略)</p> <p>V-3-7 情報開示の適切性等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>振替機関は、「金融市場インフラのための原則」及びこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」^(注)を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。</u></p> <p><u>(注) CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」(2012年12月)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>V-4 (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関）</p> <p>VI-1～VI-2 (略)</p> <p>VI-3-1～VI-3-4 (略)</p> <p>VI-3-5 情報開示の適切性等</p> |

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>VI-3-5-1 主要な規則等の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 ①~③ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>VI-3-5-2 (略)</p> <p>VI-4 (略)</p> | <p>VI-3-5-1 主要な規則等の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 ①~③ (略) ④ <u>取引情報蓄積機関は、「金融市場インフラのための原則」及びこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」^(注)を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。</u> <u>(注) CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」(2012年12月)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>VI-3-5-2 (略)</p> <p>VI-4 (略)</p> |